

V 子ども健康相談士資格申請及び交付手続き細則

本細則は、日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）子ども健康相談士資格認定規定Ⅰの5.に基づいて、子ども健康相談士の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。

1.申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表

子ども健康相談士の資格認定申請及び審査は原則として年1回行う。

資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。

2.審査申請

子ども健康相談士の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて、申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。

3.提出書類

子ども健康相談士の資格認定の審査を希望する者は、6.別表1に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。

4.登録

子ども健康相談士の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者には、子ども健康相談士資格認定規定に基づき子ども健康相談士認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて子ども健康相談士資格者名簿に登録し、これを公表する。認定証の交付は、学術集会総会時に行う。

5.附則

本細則は2018年（平成30年）3月4日より実施する。

6.別表1 子ども健康相談士資格認定申請にあたって提出する書類

申請にあたって提出する書類	初級	中級	上級
子ども健康相談士資格認定申請書 ¹⁾	○様式1-1	○様式1-2	○様式1-3
健康相談・健康相談活動実践報告書 ²⁾	—	○様式2	○様式2
研修証明書 ³⁾	○	○	○
直近の夏季セミナー受講レポート ⁴⁾	—	○様式3	—
研究成果（学術集会抄録、論文別刷、研究発表集録、雑誌掲載記事のコピー等 ⁵⁾	—	—	○ (1点以上)

1) 日本健康相談活動学会子ども健康相談士資格認定申請書（初級・中級・上級）

2) 健康相談・健康相談活動実践報告書（中級・上級）

3) 研修証明書（共通）：認定申請にあたって、所定のポイントを取得したことがわかる本学会主催の夏季セミナーや学術集会の修了証等のコピーを添付する。

なお、研修証明書の添付は、平成29年度（2017年度）以降は必須、それ以前につ

いては、可能な限り添付するものとする。

- 4) 直近の夏季セミナー等の受講レポート(中級):自身の健康相談・健康相談活動実践に夏季セミナーの受講内容をどのように活かすかなどについて論述する。
- 5) 発表・出版(上級):著書や学術雑誌、一般雑誌の記事を申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等(コピーで可)を添付する。口頭・ポスター発表の場合は、一発表につき1/2回とみなす。発表を確認できる学会集会抄録集目次及び抄録等(コピーで可)を添付する。ただし筆頭者でなければならない。